

療養介護にかかる報酬について ＜論点等＞

療養介護の報酬に係る論点

○ 療養介護は、18歳以上の重症心身障害児施設入所者の移行先として想定されるが、療養介護の報酬体系は、現行の重症心身障害児施設の報酬と比較すると、障害程度区分判定を要することや人員体制、施設規模によって報酬単価が異なる仕組のため、収入が大きく変動することから、必要に応じて一定の激変緩和措置を講じることとしてはどうか。

療養介護の報酬に係る要望

- 重症心身障害児施設が療養介護を一体的に実施する場合の経過措置として、一律の報酬にするなど、現在の障害児入所給付費を十分に配慮して設定してほしい。

（日本重症児福祉協会）